

公 告

令和2年10月16日付けで公告した富士通モノクロプリンター用トナーカートリッジに係る制限付き一般競争入札を中止するので、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第143条の規定により公告する。

令和2年10月22日

青 森 県 知 事

記

中止の理由

制限付き一般競争入札に付する物品の販売中止が判明したため。